

# 神調報

shin cyo hou

2026

2026 No.442



土地家屋調査士

## 土地家屋調査士倫理綱領

### 1. 使命

不動産に係る権利の明確化を期し、  
国民の信頼に応える。

### 2. 公正

品位を保持し、公正な立場で  
誠実に業務を行う。

### 3. 研鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

## 目 次

新年挨拶	1
広報部からのお知らせ	6
通知・通達（抜粋）	7
編集後記	16
会員異動	17

## 表紙

### 『令和7年度 横浜北支部研修会』

写真・文 横浜北支部広報員 志田 研哉

令和7年10月17日（金）快晴 横浜北支部研修会。

講師には、昨年の研修会もお世話になりました元横浜地方法務局長で現在は日本地籍学会理事の新井克美先生をお向かいして「境界に関する諸問題」というテーマで午後1時から5時までみっちりと講義していただきました。

地区センターという場所柄、となりの集会ホールから漏れ聞こえるムーディーな音楽。

その音をものともしないスタンディングレクチャー！（立ったままの講義？）

新井先生ありがとうございました。お疲れさまです。



# 新年の御挨拶

神奈川県土地家屋調査士会  
会長 西田貴磨

新年あけましておめでとうございます。新たな年の幕開けにあたり、ご挨拶申し上げます。

会員の皆様、日頃より本会の運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。深く感謝を申し上げます。

昨年は、各地で激しい気象による被害があり、関税の問題やコメ価格の高騰など、憂いを抱かざるを得ない出来事がいくつもありました。その一方で、予想以上の入場者のあった大阪・関西万博の開催や、史上初の女性総理大臣の選出など、明るさを感じさせてくれる出来事もありました。こうして振り返ると、いろいろありながらも1年を過ごせたことに感謝しなければなりません。

私自身は、この場でご挨拶を披露するような任へのご承認に応えるべく、必死で駆け抜けてきました。ご協力いただきました皆様に、改めて深謝申し上げます。

さて、ここからは、昨年の活動を振り返りながら、本年の本会の運営方針について述べてまいります。

昨年8月に刊行した会報において、私が最も重要な課題として掲げたのは、会費の検討でした。会員数の減少による収入減の影響が、経費の削減という努力では解決できない域に達し、現状を維持することすら不可能となりました。平成8年から据え置かれてきた会費の値上げを、次回総会で提案いたします。会費の値上げが、皆様の経済に直接大きな影響を及ぼすことは重々承知しています。その必要性について、なるべく多くの会員に直接説明できるよう努めてまいります。

会報では、市民から本会に寄せられる「調査士の紹介」の要請に誠実に応えるため、対応を可とする調査士の名簿を整備することも掲げました。名簿に登載される調査士は、業務の堅実な遂行実績はもちろんのこと、資格者としての品位を併せ持っていることが絶対の条件です。よって、登載には複数の承認手続を設けますが、本会の会務への参加や、所属する支部での活動、交流も、その判断の根拠のひとつとなります。

「交流」。これも会報で掲げたことばです。業務をまったくの単独で習得した調査士はありません。誰かと、何らかの接触があり、そこで得た話を自らに取り込むことは、経験知となります。本会が会員に対し、組織として濃密な業務修練の場を提供することは困難です。よって、会員の業務の質の向上のため、戦略として会員の交流の場を作ります。昨年は、湘南第一支部に大変なご尽力をいただきながら、地引き網というイベントを共催しました。本年も、この戦略を継承していきます。

私たちの業務環境の改善が市民の益になるのであれば、行政機関との折衝は重要な意味を持ちます。そのための強力な同志が政治連盟です。これまで継続して開催してきた賀詞交歓会については、本年度はひとたび休止します。そして、本会はこれまで以上に政治連盟と緊密に連携し、効果のある賀詞交歓会を再開すべく、協議を重ねます。

ともあれ、私たちは身体が資本。会員、また会員のご家族の皆様が健やかに過ごされ、気が早くも1年後、皆様にご挨拶申し上げることを楽しみにしております。



## 新年の御挨拶

横浜地方法務局  
局長 樋 口 全

明けましておめでとうございます。

神奈川県土地家屋調査士会会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、会員の皆様には、平素から、表示に関する登記事務を始めとする法務行政の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本年も、私ども法務局は、社会経済活動の基盤を担う国の行政機関として、近時における社会情勢の大きな変化や、その中で生ずる新たな行政需要に的確に対応し、その責務を全うしてまいりますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

さて、所有者不明土地問題の解消は、政府全体の極めて重要な政策課題の一つとして、近年、民法・不動産登記法の改正法や相続土地国庫帰属に関する法律が順次施行されてきました。昨年は、本年4月に施行される住所等変更登記の義務化に先立ち、

検索用情報申出の制度が開始され、所有者不明土地の発生を予防する具体的施策が講じられました。本年は、これまでの施策の安定的な運用に努めるとともに、新たに開始される所有不動産記録証明制度や住所等変更登記の義務化、登記名義人の死亡の符号の表示制度等、所有者不明土地問題の解決に向けた様々な施策の円滑な運用開始に、更なる努力を続けてまいります。

このほか、令和7年6月13日に閣議決定された規制改革実施計画においては、防災・減災の面で、「未登記建物の解消（がれき撤去等の迅速化）」が掲げられており、将来的に発生が予見される大規模災害への対応力を強化する観点から、迅速な復旧・復興対応の障害となる未登記建物の早期解消を促すため、未登記建物の実態調査を行った上で、氏名・住所など把握した範囲で登記簿上にその旨を明記するなど、未登記建物の解消に資する方策について、令和7年度に

おいて検討が開始され、結論を得次第、速やかに措置を講ずるとされています。

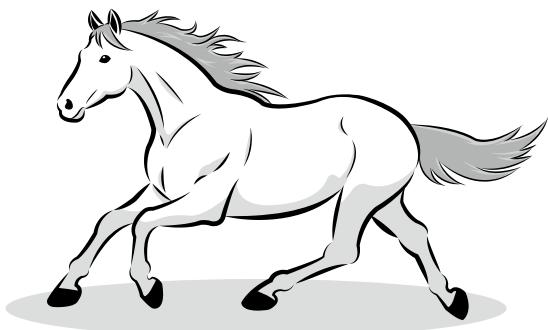
皆様におかれましては、これら改正法の施行等に伴って高まる国民の相談の需要に対応するため、貴会及び神奈川県司法書士会と当局の共催による三者合同登記相談会の開催などにおいて御尽力いただいていることに深く御礼申し上げますとともに、引き続き、御協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

また、法務局地図作成事業については、令和7年度からの新たな10か年計画である、新整備計画の基本方針に基づき、これまでと同様に、DID地区かつ地図混乱地域を対象とする10か年計画を基本としつつ、防災・減災、災害からの復旧・復興の円滑化、そして社会情勢等の変化に対応したまちづくり促進の観点を踏まえて優先度の高い地域で優先実施することとなっています。これらの計画は、土地取引の活性化や公共インフラ整備の実現等、極めて重大な意義をもつ事業であり、適正かつ効率的処理に引き続き努めてまいりたいと考えております。

加えて、表題部所有者不明土地の解消作業や筆界特定制度につきましても、会員の

皆様が培つてこられた深い知見が必要不可欠でありますので、引き続き、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、貴会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝と御活躍を心から御祈念申し上げ、私からの新年の挨拶といたします。





## 新年の御挨拶

神奈川県土地家屋調査士政治連盟

会長 花 上 康 一

新年あけましておめでとうございます。平素は神奈川県土地家屋調査士政治連盟の活動にご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

近年は能登半島地震や日向灘の地震など地震活動が相次ぎ、南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど大規模地震への備えが注目されています。昨年9月には神奈川県内で1時間に100ミリを超える豪雨が観測されました。大規模地震や局地的な豪雨は我々土地家屋調査士としてもとても気になるところです。災害への備えと復旧支援は地域社会の安定と不動産の権利を守る基盤であり、政治連盟としても予算要望や施策提案を通じて防災と復興に貢献してまいります。

令和6年4月から施行された相続登記義務化では、不動産を相続した人が3年以内に相続登記を申請しなければ過料の対象になることが定められました。令和8年には住所や氏名の変更登記の義務化や所有不動産記録証明制度の開始が予定され、変更後2年以内の登記を怠ると5万円以下の過料が科される予定です。私たち土地家屋調査士はこれら制度の周知を行い、行政や関連士業との連携を深めていく必要があります。

土地家屋調査士法は議員立法として制定され、改正には国会議員の理解と支援が不可欠です。そのため本連盟は政治活動を行うために設立され、土地家屋調査士の社会的・経済的地位の向上と制度の発展を目的としています。特定の政党や個人のために活動するので

はなく、土地家屋調査士党という立場から制度改善を図る団体であり、政党・党派を問わず協力関係を築いています。令和7年度は会員から寄せられた課題を踏まえ、神奈川県議会各会派への予算要望で「境界確定図等のデジタル化とオンライン公開の早期実装」「狭い道路整備に関する予算拡充の要望」などを訴え、各会派からの質問に答えました。こうした活動や政策提案は、会員の業務環境と県民の財産権の保護に直結する重要な役割です。

デジタル化への対応も政治課題です。法務省が準備を進める「スマート変更登記」では、住所変更の届け出を事前登録すると法務局が職権で登記情報を修正する仕組みが提供される予定で、申請者は無償で利用できます。ドローン測量やGNSS観測など新技術の活用と人材育成、適正な報酬水準や働き方改革も求められています。神奈川県土地家屋調査士政治連盟はこれらの課題にも目を向け、全国土地家屋調査士政治連盟とも協力し活動してまいります。

本年も、国や県、市町村との対話を通じて土地家屋調査士制度の発展を図り、地域に信頼される仕事を継続していく決意です。政治は私たちの業務基盤を支える大切な要素です。会員の皆様には政治連盟への理解と参加をお願いし、共に声を上げていきましょう。

令和8年が皆様にとって実り多い一年となりますよう祈念し、新年のご挨拶といたします。



# 新年の御挨拶

境界問題相談センターかながわ

センター長 河 光 成

新年あけましておめでとうございます。

境界問題相談センターかながわの運営において、深いご理解をいただいている横浜地方法務局筆界特定室、また多大なるご協力を賜っている神奈川県弁護士会におかれましては、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。また、常日頃から当センターの運営にご理解、ご協力をいただいている神奈川県土地家屋調査士会の会員の皆様にも、深く感謝申し上げます。

実は当センターですが、2005年3月開設で、昨年度が20周年でした。特に記念式典等は行いませんでしたが、皆さんのご支援あっての20年がありました。そんなセンターですが、登録されて日の浅い会員には、「センターって何を行っているのか判らない」という方が多いと感じておりますので、センターで行っている業務をこの場をお借りしてご紹介させていただきます。

センターでは相談手続と、調停手続を行っております。相談手続としては、土地境界紛争で悩んでいる一般のお客様からのご相談を、調査士と、弁護士が共同で相談員として担当し、約2時間30分程度行っております。これは他の調査士会ADRセンターでもほとんど行われていない調査士と、弁護士が共同で相談に対応することにより、土地境界紛争に特化した高度な相談が出来る手続となっております。毎年一定数以上の相談申し込みがあり、相談後のアンケート結果も概ね好評です。

もう一つの業務として調停手続き（裁判外紛争解決手続（=ADR））があります。こち

らに関しましては、相手方の応諾が貰えず調停不成立となることも多くまた、申立人・相手方に調停に対するご理解が不足していることによる調停不調も多い状況となっております。調停は、互譲の精神で、お互いに納得が出来る妥協点を担当調停員が双方の話しを聞きながら調整していく作業であり、これをご理解いただけずに、自己の主張は曲げず調停員が相手方を説得する手続きであると誤認している方が多い印象です。こちらに関しては、もう少しご理解を深めていく必要がある点かと考えております。

また、近年ADR法の一部改正により、認証紛争手続において成立した和解に基づく民事執行を可能とする制度が創設されました。これは今後全ての和解合意に適用される訳では無く、「紛争の当事者間に成立した和解であって、当該和解に基づいて民事執行をすることが出来る旨の合意がされたもの（特定和解）である。」とされております。

以前の和解合意については、当事者が約束を守らなかった場合、和解があっても訴訟という手続きを経ないと強制執行が出来ませんでしたが、特定和解ではそのまま執行の申立てが可能となるものです。

当センターの調停結果も合意内容によっては特定和解となりますので、会員の皆様が境界紛争でお困りの際には、センターの調停手続きも是非ご検討いただきますようお願ひいたします。今後も境界紛争解決のお手伝いが出来るよう努力していきたいと考えております。

# 広報部からのお知らせ

神奈川県土地家屋調査士会のX(旧Twitter)活用方法としては、専門的な情報を分かりやすく発信し、会員一般研修や各種有料研修、無料登記相談会等その他イベント情報を周知します。

それには定期的に情報発信をし、ターゲット層を土地家屋調査士だけではなく、一般の人々も検索しやすいよう関連性の高いハッシュタグ(例: #神奈川 #土地家屋調査士 #登記 #測量)を活用し、より多くの人たちに閲覧してもらえるようにし、信頼性向上と認知度拡大を目指すことを考えて発信して行きます。

《神奈川会 公式 エックス <https://x.com/kanachousashi> 》



上記二次元コードを読み込むと本会エックスに遷移します。

# 通知・通達（抜粋）

## 令和6年11月～令和7年10月

日調連発第352号  
令和7年3月12日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

なお、下記の同省ウェブサイトにおいても、概要が掲載されております。

記

- 法務省ウェブサイト「検索用情報の申出について（職権による住所等変更登記関係）」  
(URL : [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00678.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00678.html))

以上



左のコードをお読みとりいただきと  
アクセスできます。  
ぜひモバイル端末でもご覧ください。

1 / 9

神調業発第4068号

令和7年3月19日

会員各位

神奈川県土地家屋調査士会

会長 大竹正晃(印省略)

### 土地家屋調査士業務取扱要領の一部改正について（お知らせ）

標記について、日本土地家屋調査士会連合会より通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、一部改正した同要領につきましては、日調連ウェブサイト内の「会員の広場」における業務部ページにPDFデータが掲載されておりますので、各自そちらよりご確認ください。

あわせて、本会ホームページにも掲載いたしましたのでお知らせします。

本通知は本会ホームページ下記の場所に掲載しております。

- ・本会ホームページ掲載場所「会員の広場」 - 「■お知らせ」 - 「通知・通達」 - 「日調連」

一部改正した同要領は本会ホームページ下記の場所に掲載しております。

- ・「会員の広場」 - 「■情報公開」 - 「土地家屋調査士業務取扱要領」（令和3年6月1日運用開始）

※閲覧にはホームページ内「会員の広場」への入場が必要となります。「会員の広場」閲覧のためのパスワード取得希望の会員は、本会事務局まで問い合わせ願います。



左のコードをお読みとりいただきと  
アクセスできます。  
ぜひモバイル端末でもご覧ください。

2/9

神調業発第4001号  
令和7年4月2日

会 員 各 位

神奈川県土地家屋調査士会  
会長 大竹正晃(印省略)

### 令和6年度表示登記適正処理委員会における協議結果について(通知)

標記について、横浜地方法務局より通知がありましたので、お知らせいたします。  
会員各位におかれましては、別紙の内容にご注意いただき、登記申請等行うよう、  
お願ひいたします。

この通知は本会ホームページ下記の場所に掲載しております。

- ・本会ホームページ掲載場所「会員の広場」 - 「■お知らせ」 - 「通知・通達」 -  
「法務局、照会・回答、登記」

※閲覧にはホームページ内「会員の広場」への入場が必要となります。「会員の広場」閲覧のためのパスワード取得希望の会員は、本会事務局まで問い合わせ願います。



左のコードをお読みとりいただくと  
アクセスできます。  
ぜひモバイル端末でもご覧ください。

神調総発第218号  
令和7年4月4日

会員各位

神奈川県土地家屋調査士会  
会長 大竹 正晃(印略)

## 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の記載例について

標記について、日本土地家屋調査士会連合会に下記のとおり、照会し、回答を得ましたのでお知らせいたします。

記

### 照会の内容

日調連発第381号、令和2年3月31日付通知、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の記載例について（連絡）に関して下記照会をいたします。

同通知別紙【例05-1】分筆登記：境界の確認に必要な関係地の所有者を特定するため住民票等を請求

請求の種別欄において、住民票及び除票にまたがって○を付けていますが、必要通数には「各1」ではなく、「1」と記載をされています。

どの様な趣旨であるのか、回答をお願いします。

### 神奈川会の見解

依頼者について該当する事由欄に、具体的な事由として「隣接地所有者が登記記録の住所に居住が無く、戸籍の附票を確認するために本籍地を把握する必要がある。」と記載をされています。したがって、住民票があれば住民票で足りるが、そうでない場合に除票を発行して欲しいという趣旨で両方にまたがって○を付けているという解釈でよろしいか、ご教示願いたい。

### 日本土地家屋調査士会連合会回答

貴見のとおりです。



左のコードをお読みとりいただきと  
アクセスできます。  
ぜひモバイル端末でもご覧ください。

4/9

日調連発第17号  
令和7年5月7日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

令和7年4月1日における国土地理院が管理する電子基準点・三角点・水準点等の標高成果の改定が公表されたことに関する地積測量図の作成等における留意点について（通知）

本年3月28日付け日調連発第381号をもってお知らせした標記の改定に伴い、本年4月1日以降に行った測量結果を用いて地積測量図及び不動産登記規則第93条不動産調査報告書の作成等における留意点について、下記のとおり通知します。

各土地家屋調査士会においては、本件の留意点を貴会会員に周知するとともに、管轄の法務局又は地方法務局と十分な打合せをするなど表示に関する登記の申請について遺漏のないよう配意願います。

なお、本件については、法務省民事局民事第二課と協議済みであることを申し添えます。

記

- 1 標高成果の改定が明らかである基準点（国土地理院が管理する電子基準点、三角点、水準点等）を使用した場合は、「測地成果2024」と記載する。
- 2 標高成果の改定がされていない基本三角点等（都道府県及び市区町村が管理する基準点（街区基準点を含む）、認定登記基準点等）を使用した場合は、従来どおりの記載とする。
- 3 上記の取扱いについて変更があった場合には、適宜連絡する。

以上



左のコードをお読みとりいただくと  
アクセスできます。  
ぜひモバイル端末でもご覧ください。

5 / 9

神調業発第4015号  
令和7年5月16日

会 員 各 位

神奈川県土地家屋調査士会  
会長 大竹正晃(印省略)

**【重要】都市再生街区基本調査による街区基準点の活用について（お知らせ）**

標記について、日本土地家屋調査士会連合会より通知がありましたので、お知らせいたします。

この通知は本会ホームページ下記の場所に掲載しております。

- ・本会ホームページ掲載場所「会員の広場」 - 「■お知らせ」 - 「通知・通達」 - 「基準点、民事局」

※閲覧にはホームページ内「会員の広場」への入場が必要となります。「会員の広場」閲覧のためのパスワード取得希望の会員は、本会事務局まで問い合わせ願います。



左のコードをお読みとりいただくと  
アクセスできます。  
ぜひモバイル端末でもご覧ください。

日調連発第116号  
令和7年8月12日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産の相続登記及び住所等変更登記の義務化に伴う対応について（お知らせ）

標記について、客月31日付けをもって法務省、国土交通省及び総務省の連名による事務連絡が各都道府県へ別添のとおり発出された旨の情報に接しましたので、お知らせします。  
なお、別途、各法務局・地方法務局にも連絡がされているとのことです。



左のコードをお読みとりいただくと  
アクセスできます。  
ぜひモバイル端末でもご覧ください。

日調連発第131号  
令和7年8月27日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

土地家屋調査士報酬額算定参考資料の修正について（通知）

標記参考資料については、令和5年2月28日付け日調連発第362号をもって修正版を送信したところですが、この度、別添1のとおり新たに修正しましたので、その修正版を別添2のとおり送信します。

また、同参考資料に基づく計算ソフト（Excel）も修正し、別添2の修正版とともに当連合会ウェブサイトの「会員の広場」に掲載しましたので、貴会所属の会員に周知いただきますようお願いします。

なお、同ソフトは、金額の合計欄等に関数が入力されているため、会員各自が報酬額の計算に必要な箇所のみの入力で利用いただくことができるとともに、必要に応じてサイクルタイム等を再入力することもできますが、同ソフトの軽微な修正については対応しかねますので、ご理解いただきますようお願いします。

記

○ 公開場所

当連合会ウェブサイト>会員の広場>業務部>業務マニュアル等

<https://www.chosashi.or.jp/members/gyomu/manual/>

※ 会員の広場への入場には、IDが必要です。IDを取得していない会員は、「会員の広場入口」ページから新規ユーザー登録が必要となります。



以上

左のコードをお読みとりいただきと  
アクセスできます。  
ぜひモバイル端末でもご覧ください。

8 / 9

神調業発第4037号  
令和7年9月1日

会 員 各 位

神奈川県土地家屋調査士会  
会長 西田 貴麿(印略)

### 筆界特定手続きにおける標準処理期間の変更について

標記について、横浜地方法務局から別添のとおり周知依頼がありましたのでお知らせいたします。



左のコードをお読みとりいただくと  
アクセスできます。  
ぜひモバイル端末でもご覧ください。

9 / 9

## 編集後記

先日、横浜青葉 IC から新東名の秦野丹沢 IC を利用せざるを得ない状況に陥りました。元々持っていた高所恐怖症と閉所恐怖症が歳を重ねる毎に重症化する中の事件です。横浜青葉 IC から高速道路に合流するまでの、高くて細い道路は地獄でしかありません。更に新東名高速道路で伊勢原から秦野に向かうトンネルの長さは尋常ではありません。何度もトンネル内で停車しようと思った程です。秦野丹沢 IC についていた時は放心状態でした。もうあの様な経験は二度となくありません。その数日後、車をぶつけてしまい落ち込んで。そろそろ免許返納の日が近づいていると感じる今日この頃です。

(高橋 真人)

新年、明けましておめでとうございます。神調報 2025 年増刊号の編集後記にて、長女が高校受験のためファミリーキャンプに行けないと記載しましたが、逆にソロキャンプに行く回数が増え、良いリフレッシュになっております。そして、筆者は寒い時期にキャンプに行くのが好きなので、今が一番楽しい時期です。なんでわざわざ寒い時期にテント泊? と感じられる読者が多いと思いますが、虫がないなどのメリットがあり、テント内に自己責任で石油ストーブや薪ストーブを入れますと、外気温が氷点下でもテント内の温度は 20 度以上となり

ます。その中で換気のためにテントの窓を開け、夜景を堪能し鍋をつつきながら酒を飲みますと、最高です。と言っても火気を取り扱うので、深酒できないというデメリットもありますが。おおむね日本酒 4 合程度です(涙目)

(小田 靖)

新年あけましておめでとうございます。昨年 11 月、神奈川青調会主催の八丈島に行こうツアーに参加しました。北は北海道、南は沖縄まで全国の調査士とその家族が集い、大変楽しい時間を過ごしました。準備をしてくださった方々の尽力に加え、参加者全員が全力で楽しもうという姿勢を持っていたからこそ成功だと感じています。「調査士っていいなあ」と改めて実感しました。本年もこの八丈島ツアーで得た積極性と全国の仲間とのつながりを大切に、広報活動を通して皆様のお役に立てるよう邁進してまいります。どうぞよろしくお願い致します。

(露木 文子)

新年明けましておめでとうございます。昨年は 3 回目のフルマラソンにして、初めて 5 時間以内 (4 時間 43 分 33 秒) で完走することができました。いつも大会が近づかないと練習をしないので、今年こそは日頃から練習を続け、ランニングを始めたころからの目標である 4 時間以内完走を達成したいと思います。普段から体力作りをしていると、現場でも疲れづらくなるので皆様にもおススメです。

(浅川 泰雄)

広報担当副会長	高橋 真人	小澤 憲一
広報部長	小田 靖	矢野 貴之
広報部次長	露木 文子	稻葉 健太郎
広報部理事	浅川 泰雄	磯村 康行
支部広報員	菅原 大悟	市川 東
	畠山 主	菊地 宏之
	武藤 健仁	
	志田 研哉	
	近藤 和吉	
	河合 一義	

発行 神奈川県土地家屋調査士会  
横浜市西区楠町 18 番地  
TEL (045) 312-1177(代)  
FAX (045) 312-1277  
<https://kanagawa-chousashi.or.jp>

発行者 神奈川県土地家屋調査士会  
会長 西田 貴磨

印刷所 株式会社コンパス  
厚木市小野 603-1  
TEL (046) 250-1005